

# 第3次三島市環境基本計画〈概要版〉

2022年度 ▶ 2031年度

三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

三島市気候変動適応計画

三島市生物多様性地域戦略

～未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島～

## 1 計画の基本的事項

### (1) 環境基本計画とは

三島市環境基本計画と三島市環境基本条例第7条の規定に基づく「環境の保全および創造の基本的な計画」であると同時に、「総合計画を環境面から推進する計画」です。

また、第3次三島市環境基本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「三島市気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」第13条に基づく「三島市生物多様性地域戦略」を含みます。

### (2) 計画の期間

2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間  
（2026（令和8）年度に中間見直しを実施予定）

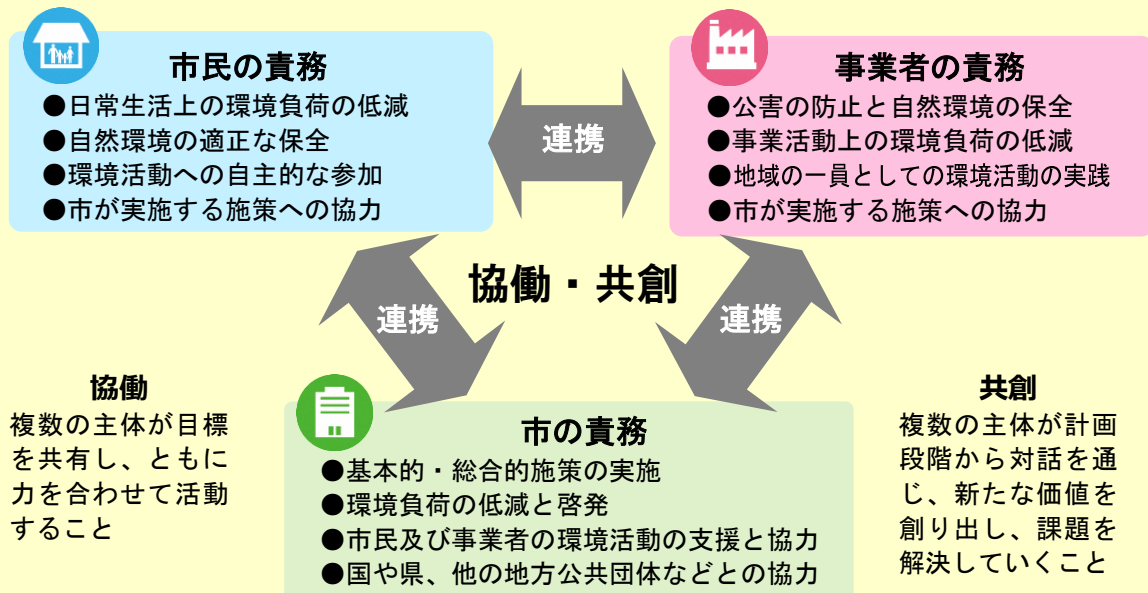
### (3) 環境の範囲

対象とする環境	構成要素
地球温暖化・気候変動	温室効果ガス排出削減、エネルギー、気候変動への適応 など
資源循環	廃棄物、3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）、適正処理 など
自然環境	生物、生態系（森林・農地・里地里山、河川・水資源） など
生活環境	大気、悪臭、騒音・振動、水質、土壌汚染、有害物質、公害苦情 など
都市環境	景観、歴史・文化、公園・緑化、まちづくり、道路、公共交通、防災 など
環境教育と協働・共創	環境教育（学習）、環境情報、参加・協働・共創 など

### (4) 計画の推進主体と役割

本計画を推進する主体は、市内で生活や事業を営む全ての市民・事業者及び市とします。

各主体は、「三島市環境基本条例」に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の環境像や環境目標の実現に向け、「協働・共創」していくことが必要です。



## 2 計画の体系

望ましい  
環境像

未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島

### 基本目標

#### 脱炭素のまち

【地球環境】



#### 資源循環のまち

【資源循環】



#### 自然共生のまち

【自然環境】



#### 健康で安心なまち

【生活環境】



#### 快適で安全なまち

【都市環境】



#### 環境教育と協働・共創のまち

【環境教育と協働・共創】



### 施策の方向

#### 施策の方向1 地球温暖化緩和策の推進

【市域からの温室効果ガス排出量削減率 46%以上】

- ①再生可能エネルギー
  - ▶ 再生可能エネルギーの普及
  - ▶ 省エネルギーの推進
  - ▶ 公共施設への再エネ・省エネ設備の導入
  - ▶ COOL CHOICE(クールチョイス)の推進
- ・省エネルギー

#### 施策の方向2 気候変動適応策の推進

【普通河川改良延長(年間) 140m/年】

- ①気候変動適応策
  - ▶ 自然災害対策の推進

#### 施策の方向3 資源の有効利用

【1人1日当たりのごみの排出量 800g 以下】

【リサイクル率 21%以上】

- ①ごみの減量・再利用
  - ▶ ごみの減量(リデュース)の推進
  - ▶ ごみの再資源化(リサイクル)の推進
- ・再資源化(3R)
- ②ごみの適正処理
  - ▶ 総合的な施策の推進
  - ▶ ごみ処理施設の維持管理と整備

#### 施策の方向4 自然環境の保全

【間伐実施面積(年間) 30ha/年】

- ①動植物
  - ▶ 動植物の保全
- ②河川・水資源
  - ▶ 森林の保全
- ③森林・農地・里地里山

#### 施策の方向5 健全な生活環境の推進

【大気・水質などの環境基準の達成率 100%】

- ①大気・音・水・土壌
  - ▶ 大気汚染・騒音・におい対策の推進
- ②生活型公害
  - ▶ 水・土壌保全

#### 施策の方向6 快適で良好なまちづくりの推進

【美しい景観の保全形成に対する市民満足率 60%】

【バスなどの公共交通の充実に関する市民満足率 30%以上】

- ①景観・歴史・文化
  - ▶ 景観の保全と活用
- ②緑化・交通・防災
  - ▶ 公共交通の維持向上と利用促進

#### 施策の方向7 環境教育と協働・共創の推進

【小学生の環境学習・イベント等の参加率 30%】

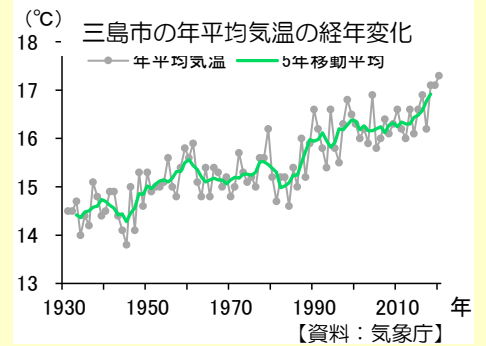
- ①環境教育(学習)
  - ▶ 環境教育の推進
- ②協働・共創
  - ▶ 協働・共創の推進

▶:重点取組

### 3 三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・三島市気候変動適応計画

#### (1) 三島市の気候変化

気象庁・三島特別地域気象観測所のデータによると、本市の年平均気温は年々上昇しています。「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つという目標が掲げられていますが、本市では90年間で既に約2℃上昇しています。また、真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。



#### (2) 緩和と適応

### 緩和とは？

原因を少なく

2つの気候変動対策

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす

温室効果ガスを減らす

### 適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

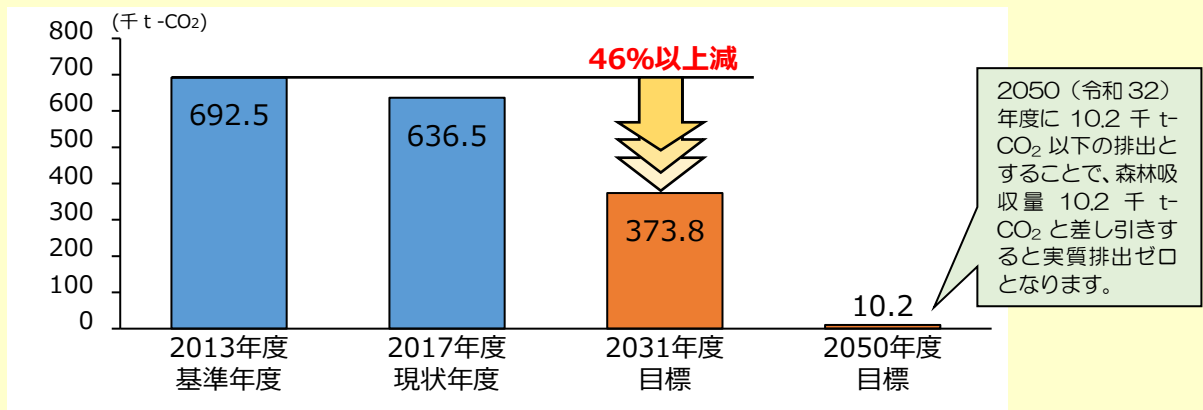
【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

地球温暖化による気候変動が進行し、私たちの健康や産業、自然生態系、自然災害などに大きな影響を及ぼしています。

そのため、地球温暖化への対策は、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、森林吸収などによって温室効果ガス排出量を削減する「緩和」とともに、気候変動に対する影響による被害を抑えていく「適応」を同時に進めていくことが大切です。

#### (3) 温室効果ガス排出量削減目標

- 中期目標：2031（令和13）年度までに、2013（平成25）年度比で**46%以上削減**
- 長期目標：2050（令和32）年度までに、**温室効果ガス排出量を実質ゼロ**



#### (4) 三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の取組

温室効果ガス排出量を削減・吸収し、目標を達成するため、以下の取組を推進します。

①再生可能エネルギーの利用促進	②事業者・住民の削減活動促進	③地域環境の整備及び改善	④循環型社会の形成
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの情報提供・普及啓発</li> <li>再生可能エネルギーの普及支援</li> <li>バイオマス資源の利活用</li> <li>公共施設への再生可能エネルギー設備の導入</li> <li>優良事例の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高効率機器・省エネ機器の普及</li> <li>建築物の省エネ化</li> <li>エネルギー管理の推進</li> <li>環境マネジメントシステムの推進</li> <li>公共施設における省エネの推進</li> <li>次世代自動車の普及</li> <li>COOL CHOICEの推進</li> <li>官民の連携と共創</li> <li>脱炭素な移動やテレワークの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能の集積や交通混雑の緩和</li> <li>公共交通機関の充実</li> <li>緑地の保全や緑化の推進</li> <li>森林吸収源対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量の推進（リデュース）</li> <li>ごみの再利用の推進（リユース）</li> <li>ごみの再資源化の推進（リサイクル）</li> <li>ごみ処理の有料化</li> <li>ごみの適正処理の推進</li> <li>新たな中間処理施設の検討</li> </ul>

## (5) 三島市気候変動適応計画の取組

国が重大性、緊急性、確信度の観点から影響評価を行った7分野を参考としながら、本市に影響があると思われる分野を選定し、以下の取組を推進します。

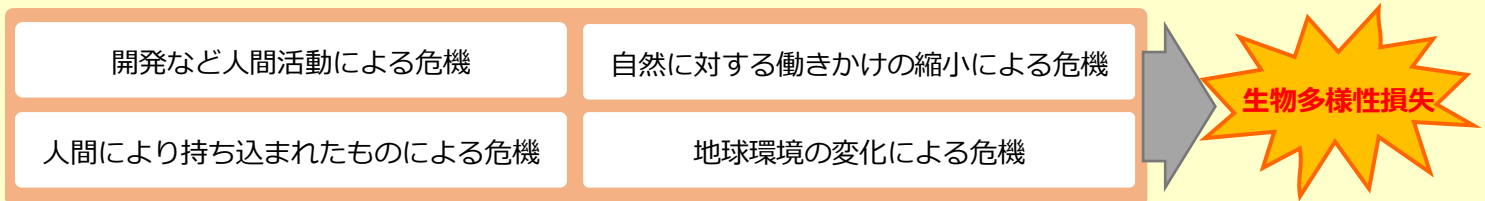
①農業・林業分野の適応	②水環境・水資源、自然生態系、自然災害分野の適応	③健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活分野の適応
<ul style="list-style-type: none"> <li>高温に強い品種の普及</li> <li>家畜舎の暑熱対策の普及</li> <li>病害虫の発生予察</li> <li>流域特性に応じた森林の整備・保全</li> <li>鳥獣被害防止のための捕獲活動の強化、侵入防止柵設置の支援 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫</li> <li>雨水浸透・貯留施設や節水設備の導入促進</li> <li>外来種の周知、特定外来生物の防除</li> <li>洪水ハザードマップの配布</li> <li>マイタイムラインの普及 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症警戒アラートを基とした注意喚起</li> <li>節足動物媒介感染症の情報発信</li> <li>ZEB、ZEH等再生可能エネルギー利用設備の導入促進</li> <li>気候変動の影響を受けた事業者が金融機関から借り入れた資金に対する利子補給の実施</li> <li>緑のカーテンの普及啓発 など</li> </ul>

## 4 三島市生物多様性地域戦略

### (1) 生物多様性とは

生物多様性とは「生きものの豊かな個性とつながり」のことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て、直接に、間接的に支えあって生きています。

### (2) 生物多様性に迫る4つの危機



### (3) 三島市生物多様性地域戦略の目標・取組

生物多様性を次世代に引き継いでいくために、①知る、②守る、③活かす、④協働・共創するの4つの視点から、それぞれに目標を定め、取組を推進していきます。

①知る	②守る	③活かす	④協働・共創する
<p><b>【目標】</b> 生物多様性の理解を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の普及啓発</li> <li>外来種の周知啓発</li> <li>自然観察会・イベントの実施</li> <li>市域の生態系の把握</li> </ul>	<p><b>【目標】</b> 生物多様性を未来へ守り育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物の保全・管理</li> <li>河川や水資源の保全・管理</li> <li>森林の保全・管理</li> <li>農地の保全・管理</li> <li>市街地の環境づくり</li> <li>開発行為の指導</li> </ul>	<p><b>【目標】</b> 生物多様性の持続可能な活用をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然観光資源の活用</li> <li>地産地消の推進</li> <li>間伐材の利活用</li> <li>エシカル消費の推進</li> </ul>	<p><b>【目標】</b> 生物多様性の保全をみんなで考え、取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者による緑化の推進</li> <li>自然観察会の実施</li> <li>有害鳥獣の駆除</li> <li>ボランティア団体等への支援</li> </ul>

第3次三島市環境基本計画 概要版

発行：2022（令和4）年3月

編集：三島市環境市民部環境政策課

〒411-8666 三島市北田町4番4号

TEL：055-983-2647 FAX：055-976-8728

E-mail：kankyou@city.mishima.shizuoka.jp